

県南地域感染症情報 定期110号

～県南地域感染制御ネットワーク支援事業～

9月24日(金)～9月30日(木)は、 結核予防週間です。



令和3年度結核予防週間の標語

『結核は、過去の病じゃありません。』

令和2年に福島県内では122名、県南地域では4名の方が新たに結核を発症しています。そのうち、6割以上が65歳以上の方です。

結核は早期発見・早期治療により治すことができますので、結核に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。

◆結核はどんな病気？

結核とは、結核菌によって主に肺に炎症を起こす病気です。

結核を発病し重症化している人の「咳」や「くしゃみ」のしぶきには、結核菌が含まれています。このしぶきの水分が蒸発して、結核菌だけが空気中にただよって飛び、それを周りの人が直接吸い込むことによってうつります。

◆こんな時はすぐに病院へ！重症になる前に早期に受診しましょう。

長引く咳（2週間以上） タンが出る 長引く（体の）だるさ
長引く微熱 胸の痛み 急に体重が減る

➡ 「結核かな？」と思ったら、医療機関を受診しましょう。
また、人にうつさないために、せきが出る時はマスクをつけましょう。

◆発見されにくい高齢者の結核

65歳以上の方は、結核の健康診断を受診する義務があります。

年に1回胸部レントゲン検査を受けましょう。

また、健診等で胸部レントゲン検査の精密検査が必要となった場合は、自覚症状がない場合でも、結核の疑いもあると考えて必ず受診しましょう。

（高齢者の場合、食欲がない・元気がない・体重減少・微熱などの症状しか出ない場合もあります。）

◆生後1年までにBCG接種を受けましょう！

BCGは、結核に対する免疫をつけて、乳児の重症化を防ぐ予防接種です。

生後5～8か月に、必ずBCG接種を受けましょう。

■結核定期健康診断について■

感染症法に基づき実施する結核定期健康診断の実施義務者は、健康診断実施後、年1回県南保健所にご報告願います。なお、対象者は「学校、病院、診療所、社会福祉施設等に従事する者等」です。

<福島県ホームページ

結核定期健康診断について>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkangokansen31.html>

■医療機関の皆様へ■

結核と診断した医師は、感染症法第12条の規定に基づき、直ちに保健所に届け出をお願いします！！

<厚生労働省ホームページ 結核 届出基準・発生届>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-02-02.html>

発行日：令和3年9月27日

発行元：福島県県南保健所生活衛生部医療薬事課

FAX：0248-23-1252

Mail：kansen_kennan@pref.fukushima.lg.jp